

外国法事務弁護士等の業務広告に関する規程

(平成十二年三月二十四日会規第四十五号)

改正 平成二〇年十二月 五日

同 二六年十二月 五日

令和 三年 六月一日

(目的)

第一条 この規程は、外国特別会員基本規程(会規第二十五号)第二十九条第二項(外国法事務弁護士法人規程(会規第九十九号)第二十条及び共同法人会員基本規程(会規第一百五号)第二十六条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人(以下「共同法人」という。)(以下「外国法事務弁護士等」と総称する。)の業務広告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の定義)

第二条 この規程において「広告」とは、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人が、口頭、書面、電磁的方法その他の方法により自己又は自己の業

- 1 -

務を他人に知らせるために行う情報の伝達及び表示行為であつて、顧客又は依頼者となるように誘引することを主たる目的とするものをいう。

(禁止される広告)

第三条 外国法事務弁護士等は、次に掲げる広告をすることができない。

- 一 事実合致していない広告
- 二 誤導又は誤認のおそれのある広告
- 三 誇大又は過度な期待を抱かせる広告
- 四 困惑させ、又は過度な不安をあおる広告
- 五 特定の外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、共同法人、弁護士若しくは弁護士法人又はこれらの事務所と比較した広告
- 六 法令又は本会若しくは所属弁護士会の会則若しくは会規に違反する広告
- 七 外国法事務弁護士等の品位又は信用を損なうおそれのある広告

(表示できない広告事項)

第四条 外国法事務弁護士等は、次に掲げる事項を表示した広告をすることができない。

- 一 訴訟の勝訴率

- 2 -

二 顧問先又は依頼者。ただし、顧問先又は依頼者の書面による同意がある場合を除く。

三 受任中の事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び依頼者が特定されず、かつ、依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

四 過去に取り扱い、又は関与した事件。ただし、依頼者の書面による同意がある場合及び広く一般に知られている事件又は依頼者が特定されない場合で、かつ、依頼者の利益を損なうおそれがない場合を除く。

(訪問等による広告の禁止)

第五条 外国法事務弁護士等は、面識のない者（現在及び過去の依頼者、友人、親族並びにこれらに準じる者以外の者をいう。以下同じ。）に対し、訪問又は電話による広告をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 法律事務の依頼を希望する者から請求があった場合  
一の二 共同法人に対し、刑事事件又は少年事件について、本人以外の弁護士選任権又は付添人選任権を有する者から請求があった場合

二 公益上の必要があるとして所属弁護士会の承認を得た場合

- 3 -

2 外国法事務弁護士等は、面識のない者に対し、その者の承諾を得ないで、電子メールによる広告をしてはならない。

(特定の事件の勧誘広告)

第六条 外国法事務弁護士等は、特定の事件の当事者及び利害関係者で面識のない者に対して、郵便その他これらの者を名宛人として直接到達する方法で、当該事件の依頼を勧誘する広告をしてはならない。ただし、公益上の必要があるとして所属弁護士会の承認を得た場合については、この限りでない。

(有価物等供与の禁止)

第七条 外国法事務弁護士等は、広告の対象者に対し、社会的儀礼の範囲を超えた有価物等の利益を供与して広告をしてはならない。

(第三者の抵触行為に対する協力禁止)

第八条 外国法事務弁護士等は、第三者が外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人の業務に関して行う情報の伝達又は表示行為でこの規程に抵触するものに対し、金銭その他の利益を供与し、又はこれに協力してはならない。

(外国法事務弁護士等の表示)

- 4 -

第九条 外国法事務弁護士は、広告中に次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下同じ。）

二 所属弁護士会

2 外国法事務弁護士法人及び共同法人は、広告中に次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の名称又は広告に係る従たる事務所の名称

三 所属弁護士会（複数の弁護士会に所属するときは、

主たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会又は広告に係る従たる事務所の所在する地域において所属する弁護士会を表示することをもって足りる。）

3 外国法事務弁護士等が共同して広告をする場合は、当

該広告を代表する者が、外国法事務弁護士のときにあつては第一項各号に掲げる事項を、外国法事務弁護士法人又は共同法人のときにあつては前項各号に掲げる事項を、それぞれ表示することをもって足りる。

（通信手段により受任する場合の広告記載事項）

第九条の二 外国法事務弁護士等は、電話、電子メールそ

- 5 -

他の通信手段により法律事務を受任する場合について広告をするときは、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 受任する法律事務の表示及び範囲

二 報酬の種類、金額、算定方法及び支払時期

三 委任事務の終了に至るまで委任契約の解除ができる旨及び委任契約が中途で終了した場合の清算方法

（広告であることの表示）

第十条 外国法事務弁護士等が、郵便又はこれに準ずる方法により、面識のない者に対し直接配布する広告物については、封筒の外側又は広告物の表側若しくは最初の部分に、広告であることを表示しなければならない。

（保存義務）

第十一条 広告をした外国法事務弁護士等は、広告物又はその複製、写真等の当該広告物に代わる記録及び広告をした日時、場所、送付先等の広告方法に関する記録並びに第四条第二号から第四号までに掲げる同意を証する書面を当該広告が終了した時から三年間保存しなければならない。

（違反行為の排除等）

第十二条 弁護士会は、所属の外国法事務弁護士等に対し、

- 6 -

必要があると認めるときは、前条に規定する記録等の提出を求め、その他広告に関する調査を行うことができる。

2 外国法事務弁護士等は、前項の調査に協力しなければならない。

3 広告が第三条第一号に該当する疑いがあるときは、弁護士会は、広告をした所属の外国法事務弁護士等に対して、広告内容が事実と合致していることを証明するように求めることができる。

4 前項の場合において広告をした外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人が広告内容につき事実と合致していることを証明できなかつたときは、弁護士会は、当該広告が第三条第一号に該当するものとみなすことができる。

5 弁護士会は、この規程に違反した所属の外国法事務弁護士等に対し、違反行為の中止、排除その他の必要な事項を命じ、又は再発防止のための必要な措置を採らなければならない。この場合において、弁護士会は、当該外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6 弁護士会は、この規程に違反した所属の外国法事務弁

- 7 -

護士、外国法事務弁護士法人若しくは共同法人が前項に規定する命令その他の措置に従わない場合又は当該行為の中止若しくは排除が困難な場合において、当該行為による被害発生防止のため特に必要があるときは、弁護士会が前項に規定する命令その他の措置を採った事実及び理由の要旨を公表することができる。

7 弁護士会は、他の弁護士会に所属する外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人についてこの規程に違反する事由があると思料するときは、当該外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人の所属弁護士会に対し、その旨を通知することができる。この場合において、通知を受けた弁護士会は、通知をした弁護士会に対し、当該事由について行った調査及び措置の内容を報告しなければならない。

8 日本弁護士連合会及び弁護士会は、違反行為の調査及びその排除等に関して相互に協力しなければならない。  
(広告の運用指針)

第十三条 会長は、この規程の解釈及び運用につき、理事会の承認を得て、指針を定めることができる。

附 則

1 この規程は、平成十二年十月一日から施行する。

- 8 -

2 外国特別会員の業務の広告に関する規程（昭和六十二年三月十四日会規第三十二号）は廃止する。

附 則（平成二〇年一月二十五日改正）

第二条、第三条第四号から第七号まで、第五条（見出しを含む。）第二項（新設）及び第三項（新設）並びに第九条の二（新設）の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一月二十五日会規第九二号）

外国法事務弁護士職務上の氏名に関する規程の制定に伴う外国特別会員関係会規の整備に関する規程（第九条改正）抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

（平成二十一年一月十七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行）

附 則（平成二六年一月二十五日会規第一〇一号）

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 題名、第一条、第二条、第三条、第四条、第五条、

第六条、第七条、第八条、第九条、第九条の二、第一〇条、第二十一条、第二十二改正）

抄

第一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附 則（令和三年六月一日会規第一一五号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程 第一条、第二条、第三条、第八条、第九条、第一二条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十三号）第二十条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日から施行）

附 則（令和三年六月一日会規第一一六号）

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創  
設に係る外国弁護士による法律事務の取扱  
いに関する特別措置法の一部改正に伴う会  
規（外国特別会員関係を除く。）の整備に  
関する規程 第五条改正）

この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關す  
る特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十  
三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一月一日か  
ら施行）